

平成19年度人事行政の運営の状況について

黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年2月24日条例第7号)第2条の規程に基づき次のとおり報告するもの。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

採用者の状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

平成19年度に採用した職員は次のとおりである。

区分	競争試験	その他
一般行政職	0人	0人
消防職	1人	0人
技能労務職	0人	0人
医療職	0人	1人
計	1人	1人

退職者の状況(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

平成19年度に退職した職員は次のとおりである。

区分	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	計
一般行政職	0人	0人	0人	0人
消防職	1人	2人	0人	3人
技能労務職	1人	0人	0人	1人
医療職	0人	0人	0人	0人
計	2人	2人	0人	4人

(2) 職員数

職員の定数の状況(平成19年4月1日現在)

平成19年4月1日現在の職員数は次のとおりである。

区分	条例定数	職員数
理事会の事務部局	35人	34人
教育委員会の事務局 (教育委員会の所管に属する 学校以外の教育機関の職員)	2人	1人
消防の事務部局	113人	110人
計	150人	145人

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		職員数		対前年増減数	
部 門		平成 18 年度	平成 19 年度		
普通会 計部門	一般行 政部門	総 務	10 人	9 人	1 人
		民 生	1 人	1 人	0 人
		衛 生	23 人	22 人	1 人
	教育部門		1 人	1 人	0 人
	消防部門		110 人	110 人	0 人
	小 計		145 人	143 人	2 人
公営企 業等会 計部門	病院部門	1 人	2 人	1 人	
合 計		146 人	145 人	1 人	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職 種	平成 18 年度	平成 19 年度	差 引
一般行政職	23 人	22 人	1 人
消 防 職	109 人	109 人	0 人
技能労務職	14 人	13 人	1 人
医 療 職	0 人	1 人	1 人
計	146 人	145 人	1 人

年齢別職員構成の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

職種	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	計
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
行政職	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人	0 人	1 人	7 人	5 人	3 人	0 人	22 人
消防職	2 人	4 人	7 人	23 人	16 人	0 人	5 人	14 人	13 人	21 人	4 人	0 人	109 人
労務職	0 人	0 人	0 人	2 人	3 人	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人	0 人	13 人
医療職	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1 人
職員数	2 人	4 人	7 人	28 人	21 人	3 人	6 人	16 人	22 人	27 人	9 人	0 人	145 人

該当者が3人以下の欄は*（アスタリスク）で表示されています。

2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成18年度 の人件費率
平成19年度	1,806,477千円	24,507千円	1,070,353千円	59.3%	58.5%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
平成19年度	143人	510,582千円	107,083千円	206,824千円	824,489千円	5,766千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

理事長及び理事の年額報酬を報酬に12分の11を乗じて得た額の50%減額を実施した。

平成19年4月1日から平成19年8月31日の間管理職手当の50%減額を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒川地域行政事務組合	47.4歳	331,434円	361,768円	359,504円
宮城県	42.5歳	356,040円	432,062円	394,417円
国	40.7歳	325,724円		383,541円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
黒川地域行政事務組合	42.4歳	13人	240,515円	269,487円	264,340円	-	-	-	-
うち清掃職員	41.4歳	12人	239,233円	267,345円	262,422円	廃棄物処理業 従業員	43.3歳	299,800円	0.88
うちその他	*	1人	*	*	*	-	-	-	-
宮城県	49.1歳	381人	339,454円	384,464円	366,036円	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193人	287,094円		320,514円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
黒川地域行政	4,351,177円	-	-
うち清掃職員	4,319,251円	4,192,600円	1.03
うちその他	*	-	-

民間データは、賃金構造基本計画統計調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職の職種と民間職種等との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

該当者が3人以下の欄は*（アスタリスク）で表示されています。

3) 消防職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒川地域行政事務組合	40.4歳	298,469円	353,681円	327,121円
宮城県	-	-	-	-
国	-	-	-	-

(注) 1 「平均給料月額」とは平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものの。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分		黒川地域行政事務組合	宮城県	国
一般行政職 (消防職)	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	140,300円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分		経験年数		
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	275,500円
消防職	大学卒	219,900円	-	-
	高校卒	188,717円	235,297円	266,760円
技能労務職	高校卒	-	199,700円	235,800円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	主事、技師	2人	9.1%	8.7%
2級	主事、技師	2人	9.1%	8.7%
3級	主幹、技術主幹、主査、技術主査	10人	45.4%	52.2%
4級	班長、副参事、技術副参事	6人	27.3%	13.0%
5級	事務局長、参事、技術参事	0人	0.0%	17.4%
6級	事務局長	2人	9.1%	0.0%
計		22人	100%	100%

(2) 消防職の級別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	消防副士長、消防士	34人	31.2%	33.0%
2級	消防士長	17人	15.6%	13.8%
3級	消防司令、消防司令補	35人	32.1%	36.7%
4級	消防司令	16人	14.7%	11.0%
5級	消防指令長	6人	5.5%	5.5%
6級	消防監	1人	0.9%	0.0%
計		109人	100%	100%

(3) 技能労務職の級別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	技術員	4人	30.8%	28.6%
2級	技術員	8人	61.5%	57.1%
3級	主任技術員、技術員	1人	7.7%	14.3%
計		13人	100%	100%

(注) 1 黒川地域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(4) 昇給への勤務成績反映状況

1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給区分(0号俸から8号俸)を決定することとしている。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒川地域行政事務組合	宮城県	国
1人あたりの平均支給額 (平成18年度) 1,438,516円	-	-
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置【有】 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注)()内は再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前の6箇月以内の期間において勤務成績(業績、勤務態度、能力等)を適正に評価し、「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」の区分に応じて理事会が成績率を決定する。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

黒川地域行政事務組合			国		
(支給率)			(支給率)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他加算措置			その他加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					

(3) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		286千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		95,333円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都 特別区	14%		14%
宮城県 仙台市	5%	3人	5%
宮城県 名取市 多賀城市 利府町 富谷町	2%		2%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都 特別区	18%	18%
宮城県 仙台市	6%	6%
宮城県 名取市 多賀城市 利府町 富谷町	3%	3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		1,960千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		22,272円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		61.54%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬業務従事手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務に従事した場合	1件 200円
出場手当 (水・火災)	消防職員	水、火災等の防ぎょ活動に従事した場合	1回につき300円
出場手当 (救急)	消防職員	救急業務に従事したとき。 ただし、不搬送には支給しない。	1回につき200円
高度救急措置手当	消防職員	救急救命士の資格を有する職員が、 高度救命処置を行った場合	1回につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	15,445千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	126千円
支給実績(平成18年度決算)	16,857千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	159千円

(6) その他手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1 人当たりの平均支給年額
扶養手当	1 配偶者 13,000 円 2 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,000 円 (職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち 1 人について 6,500 円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 11,000 円) 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		26,355 千円	235,313 円
住居手当	1 借家、借間に住居し手いる職員 ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000 円 イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 $11,000 \text{ 円} + (\text{家賃} - 23,000 \text{ 円}) / 2$ (限度額 27,000 円) 2 世帯主である職員が新築、購入した住居については、新築・購入した日から 5 年間 2,500 円を支給	"		5,706 千円	154,216 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 1 箇月に要する運賃等(最も経済的かつ合理的なもので 55,000 円を限度として支給 2 自動車等の利用者(片道 2km 以上) 使用距離(片道)により、2,000 円 ~ 24,500 円	"		9,682 千円	77,456 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、その勤務の特殊性に基づき支給 $\text{支給額} = \text{給料月額} \times \text{支給率} (5\% \sim 10\%)$	"		5,190 千円	259,500 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間に勤務することを命ぜら勤務した職員に支給 $\text{支給額} = \text{勤務} 1 \text{ 時間当たりの給与額} \times \text{支給割合} (135/100) \times \text{勤務時間数}$	"		26,609 千円	436,213 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給 $\text{支給額} = \text{勤務} 1 \text{ 時間当たりの給与額} \times \text{支給割合} (25/100) \times \text{勤務時間数}$	"		8,303 千円	97,682 円

(7) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給料月額・報酬年額		
給料	助 役	月額	606,600 円	
	報酬	理事長	年額	75,021 円 (138,500 円)
理 事		年額	70,688 円 (130,500 円)	
議 長		年額	132,000 円	
副議長		年額	129,000 円	
議 員		年額	127,000 円	
期末手当	助 役	(平成19年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	助 役	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 26/100	(1期の手当額) 7,570,368 円	(支給時期) 任期毎

(注) 1 報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

理事会事務局職員

職員の勤務時間は休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間で、1 日の勤務時間は次のとおりです。

区 分	始業時間	終業時間	休憩時間
一般行政職等	8 : 30	17 : 30	12 : 00 から 13 : 00

環境管理センターに勤務する職員の勤務時間区分表

適用職員	勤務区分	勤務時間		休憩時間
		始業時間	終業時間	
所長が命じる職員	早番勤務	6 : 30	15 : 30	勤務時間の途中に 60 分とし、その時限は業務の実情に応じ所長が定める
	平常勤務	8 : 30	17 : 30	
	遅番勤務	12 : 15	21 : 15	

事業班に勤務する職員の勤務時間区分表

適用職員	勤務区分	勤務時間		休憩時間
		始業時間	終業時間	
介護認定審査会出席を命じられた職員	出席当日	8 : 30	20 : 30	午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 5 時 30 分から午後 5 時 45 分まで
	出席翌日	8 : 30	14 : 30	

消防事務局職員

区 分	始業時間	終業時間	休憩時間
毎日勤務	8 : 30	17 : 30	12 : 00 から 13 : 00
隔日勤務	8 : 30	翌日の 8 : 30	1 当務 2 時間 仮眠のための休憩時間帯(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)に通算し 6 時間

(2) 年次有給休暇(平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日)

年間 20 日の年次有給休暇が付与され 20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。

区 分	総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
一般行政職等	1,339 日	327 日	34 人	9.6 日	24.4%
消 防 職	4,302 日	1,070 日	109 人	9.8 日	24.9%

(3) 病気休暇

職員が病気にかかり、又は負傷を受け、そのため療養を必要とするときには、療養のため休暇を取得することができます。

(4) 特別休暇

結婚、出産、親族の監護などの一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(5) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、6 月の範囲内で介護休暇を取得できます。介護休暇により勤務しない期間は無給となります。

(6) 育児休暇

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。ただし、育児休業により勤務しない期間は無給となります。

なお、期末手当及び勤勉手当については、勤務した期間に応じて支給されることとなります。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分である。

処分事由		処分の種類					
		降任	免職	休職	降格	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項1号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	地公法第28条第1項2号 地公法第28条第2項1号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項3号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項4号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項2号	0人	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計		0人	0人	0人	0人	0人	0人
地公法第28条第4項により失職した者		0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し快復を図るために行われる処分である。

処分事由		処分の種類						
		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告	訓戒
法令に違反した場合	地公法第29条第1項1号	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項2号	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項3号	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
合計		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) 服務制度の概要等

法第 30 条では、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められている。

服務の具体的内容	法の規定
服務の宣誓	法第 31 条
法令及び上司の命令に従う義務	法第 32 条
信用失墜行為の禁止	法第 33 条
秘密を守る義務	法第 34 条
職務に専念する義務	法第 35 条
政治的行為の制限	法第 36 条
争議行為等の禁止	法第 37 条
営利企業等の従事制限	法第 38 条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、人事委員会が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがある。また営利企業への従事に関しては、許可基準を設け運用している。

(2) 職員の営利企業等従事許可の状況（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法に基づき任命権者の許可が必要です。

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他地方公共団体の規則に定める地位を兼ねる場合	0 人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業他）	0 人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	0 人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

理事会事務局

研修名	実施区分	実施年月	受講者数
管理者研修	宮城県市町村職員研修所	H19.7~8	2人
一般職員研修	宮城県市町村職員研修所	H19.10	1人
法制執務基礎研修	宮城県市町村職員研修所	H19.6	1人
政策法務基礎研修	宮城県市町村職員研修所	H19.10	1人
法務事務担当者研修	宮城県市町村職員研修所	H20.2	1人
OA研修	宮城県市町村職員研修所	H19.9~H20.1	5人
トップセミナー	宮城県市町村職員研修所	H19.10	4人
ごみ処理施設技術管理者講習	日本環境衛生センター	H19.9	1人
車両系建設機械運転技能講習	日立建機教習センター	H19.5~6	6人
フォークリフト運転技能講習	日立建機教習センター	H19.5~7	7人
計			29人

消防事務局

研修名	実施区分	実施年月	受講者数
気管挿管講習	宮城県消防学校	H19.6	2人
薬剤投与講習	宮城県消防学校	H19.11~12	2人
警防科教育	宮城県消防学校	H19.11~12	2人
予防査察科教育	宮城県消防学校	H19.12	2人
初級幹部教育	宮城県消防学校	H19.11	1人
上級幹部教育	宮城県消防学校	H19.12	1人
初任総合教育	宮城県消防学校	H19.4~H20.3	1人
消防救急緊急自動車運転技能者研修	自動車安全運転センター	H19.10	1人
救急救命士薬剤投与講習	(財)救急振興財団	H19.6~7	1人
救急救命士養成研修	(財)救急振興財団	H19.9~H20.3	1人
小型移動式クレーン運転技能講習	ボイラ・クレーン安全協会	H19.12~H20.1	2人
玉掛け技能講習	ボイラ・クレーン安全協会	H20.1	2人
救急救命士就業前研修	病院研修	H16.6	1人
救急救命士再教育研修	病院研修	H19.7~10	3人
救急救命士気管挿管実習	病院研修	H19.11~H20.2	2人
救急救命士薬剤投与病院研修	病院研修	H19.7~12	3人
宮城 JPTEC プロバイダー講習	宮城県消防学校	H19.12	2人
緊急被ばく救護セミナー	(独)放射線医学総合研究所	H19.5	1人
危険物保安技術講習	危険物保安技術協会	H19.7	1人
小型船舶操縦士短期集中コース講習	(財)小型船舶職員養成協会	H19.11	1人
予防・広報研修	(財)全国消防協会	H19.11	1人
救急指導者研修プログラム受講	仙台市消防局	H19.12	2人
衛生管理者受講準備講習	(株)安全教育センター	H20.3	1人
計			36人

(2) 職員の勤務成績の評定状況 (平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日)

評定基準日	評定の対象人数
平成 19 年 12 月 1 日	144 名

(3) 職員の勤勉手当成績率判定の状況 (平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日)

評定基準日	評定の対象人数
平成 19 年 6 月 1 日	145 名
平成 19 年 12 月 1 日	144 名

7 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 職員の福祉

健康診断実施状況

区分	理事会部局	消防部局	受診者数
定期健康診断	29人	93人	122人
胃がん検診	22人	54人	76人
腹部超音波検診	11人	0人	11人
子宮がん検診	3人	0人	3人
乳がん検診	3人	0人	3人
人間ドック	6人	31人	37人
脳検診	3人	0人	3人

共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、地方職員共済組合等が下記の各種給付事業や福祉事業を行っている

公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

(2) 職員の利益保護

職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

勤務条件に関する措置の要求状況

継続件数	措置要求件数
0件	0件

不利益処分に関する不服申立状況

継続件数	措置要求件数
0件	0件